

# 日野市子ども読書活動推進計画

すべてのひのっ子を本好きに

平成18年2月

日野市

## 「日野市子ども読書活動推進計画」策定にあたって

わたしたち大人は、子どもの健やかな成長をいつも願っています。ところが、近年の情報メディアの発達や生活環境の急激な変化は、読書ばなれ、活字ばなれを呼び、子どもたちの心の成長に大きな影響を与えています。

時代が変わっても本の大切さは不変です。1冊の本により、未知の世界に触れ親しみ、さらに広い世界に踏み出していく読書の効果は、はかり知れないものがあります。すべての子どもたちが、本との出会いの機会をもち、読書の楽しさを味わえるよう読書環境を整えることは、わたしたち大人の責務です。

このたび市では、「日野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。家庭・学校・地域そして行政が一体となり、読書活動を進めつつ、子どもたちの成長を見守っていきたいと思います。幅広い皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびに、この計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成18年(2006年)2月

日野市長



# 目次

はじめに	1
第1章 計画について	
1. 計画の目的	2
2. 計画の視点	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の推進体制について	3
第2章 日野市における読書の現状	
1. 乳幼児	4
2. 小中学校	6
3. 青少年（義務教育終了後）	8
4. 地域	9
第3章 計画の内容	
1. 乳幼児に向けて	11
2. 小・中学生に向けて	16
3. 青少年（義務教育終了後）に向けて	22
4. 地域に向けて	23
5. 各施設における取組一覧	24
資料編	
1. 「児童・生徒の読書の状況に関する調査」（日野市）	27
2. 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	29
3. 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（国）[目次部分]	33
4. 「東京都子ども読書活動推進計画」[目次部分]	36
5. 「文字・活字文化振興法案」	38
6. 日野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	42
7. 日野市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	44
8. 日野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況	45

---

## はじめに

昨今、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。テレビゲームやDVD等の多様なメディアの普及、インターネットや携帯電話に代表される情報ネットワークの広がりによって、音声や画像、情報を日常的にたやすく入手できるようになりました。それとともに、自らブログやホームページを開設したり、時や場所を越えて発信したりすることも可能となりました。しかし、一方では社会的にも未成熟な年齢の子どもたちが、バーチャルな体験と現実との落差の中で判断を誤ったとみられる事件が数多く報告されています。このことは、多様なメディアや情報ネットワークを使いこなし、それらを評価し、取捨選択する能力が欠落または不足していることを示していると考えられます。このような中で、新聞や雑誌・本に触れるといった、活字をとおしての読書の機会が年々減少傾向にあるとの報告があります。長らく続く「活字離れ」といわれる現象です。

また、少子化や核家族化に伴い、地域社会のコミュニケーションの欠如や、子育ての「困難さ」が、さまざまな問題をひきおこしています。子どもの数の減少や、放課後の習い事・塾通いで、子どもたちが群れ遊ぶ様子を見かけることもひとこらに比べ、少なくなりました。義務教育終了後、進学する子が大半を占める時代ですが、一方で学習に意欲がもてない子や学校生活が楽しめない子がいることも指摘されています。

一人ひとりの子どもの心の成長を助け、また知的好奇心を呼び起こし「知りたい」と思う欲求を導くものに、本があります。読書には、将来にわたって、心の豊かな成長、自ら考え判断する力や想像力をつちかう可能性があります。この可能性に期待し、日野市の施策を中心に、一人ひとりの子どもたちの成長の過程において、読書の機会が広くいきわたるように、読書活動推進計画を策定いたします。

---

# 第1章 計画について

## 1. 計画の目的

読書は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かせないものです。社会全体で、その推進を図る必要があります。ところが、子どもを取り巻く環境の変化により、日々の生活の中で本を読む習慣のない子が増えているなど、子どもの読書離れの傾向が指摘されてきました。

このような中で、国は子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにし、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、地方公共団体の責務も明確にしています。これを受け、東京都では平成15年に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。あわせて、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」が成立しました。日野市においては、平成14年11月に日野市立公立学校図書館あり方検討委員会が「日野市立学校図書館のあり方について」(報告書)をまとめています。

現在、日野市在住の子どもは、総人口約17万人のうち約2万8千人です。すべての子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう次のことをめざします。

読書環境を整備し、蔵書や資料の充実を図ります。

子どもたちが、さまざまな場所で活発な読書活動ができるようにします。

子どもに関わる仕事をする人々は、ともに学ぶという意識を持ち、相互の連携を図ることによって、子どもの心を育て、創造力を豊かにし、生きる力を身につけることを目的とします。

---

## 2 . 計画の視点

- ( 1 ) 読書は、子どもの創造力、感性、表現力を高め、人生をより深く魅力的にしていくものと捉えます。
- ( 2 ) 読書は、本来自由で個人的な営みです。干渉・強制ではなく子どもの自主性から生まれる読書を支援します。一方で「よみきかせ」や「ストーリー・テリング」等の読書体験は、物語の楽しさを共有する喜びをもたらします。集団での読書活動も大切にします。
- ( 3 ) 「いつでも、どこでも、だれでも」自ら本の楽しさを発見し、自ら学び考える力を育む機会を得るためには、読書環境を整備することが重要と考えます。
- ( 4 ) 子どものそれぞれの発達や興味に応じた読書への働きかけを大切にします。
- ( 5 ) 情報社会においては、ICT活用能力を身に着けるとともに、本を使って一つひとつ疑問を解決していく環境の整備も大切です。( ICT = Information and Communication Technology 情報通信技術 )
- ( 6 ) 子どもの読書について関心を高め、理解を得るよう市民に啓発・広報活動を行います。

## 3 . 計画の期間

平成17年度から平成21年度の5年間ですが、必要に応じて計画の見直しを図ります。

## 4 . 計画の推進体制について

この計画を推進するために、関係部署からなる「子ども読書活動推進委員会」を設け、単年度ごとに、推進状況の把握に努めます。

## 第2章 日野市における読書の現状

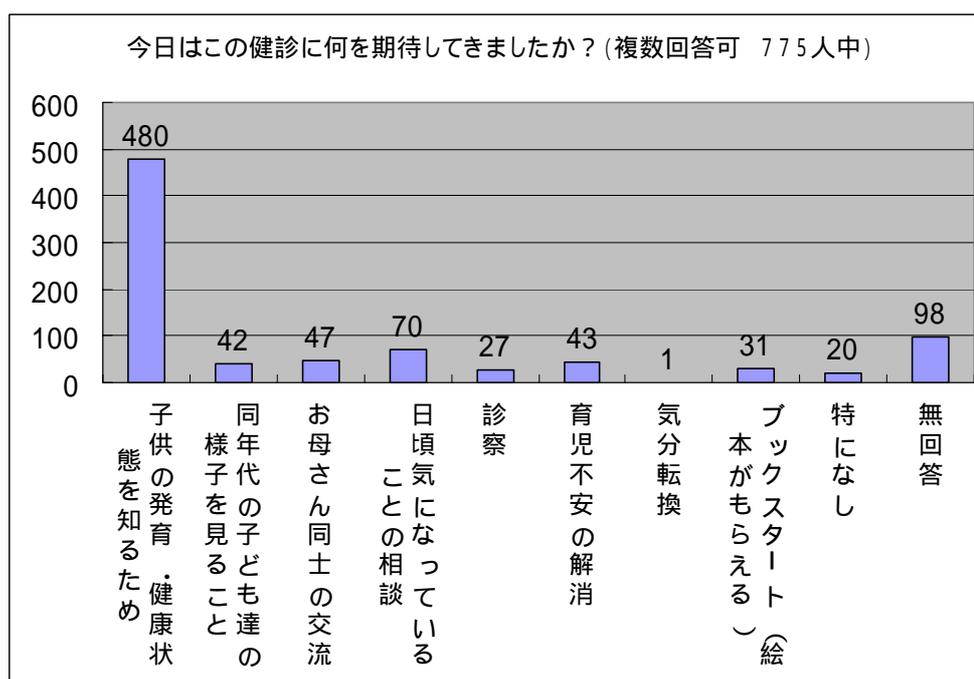
### 1. 乳幼児

日野市では、平成16年度より健康課で3～4カ月児健康診査時に本を贈る「ブックスタート事業」を開始しました。配布する絵本は、健康課・子育て課・図書館で検討を重ね決定しています。95%という最も高い受診率である3～4カ月児健康診査時の機会を捉え保育士が絵本の紹介や「よみきかせ」をし、本を通して親子のふれあいの大切さを伝えています。

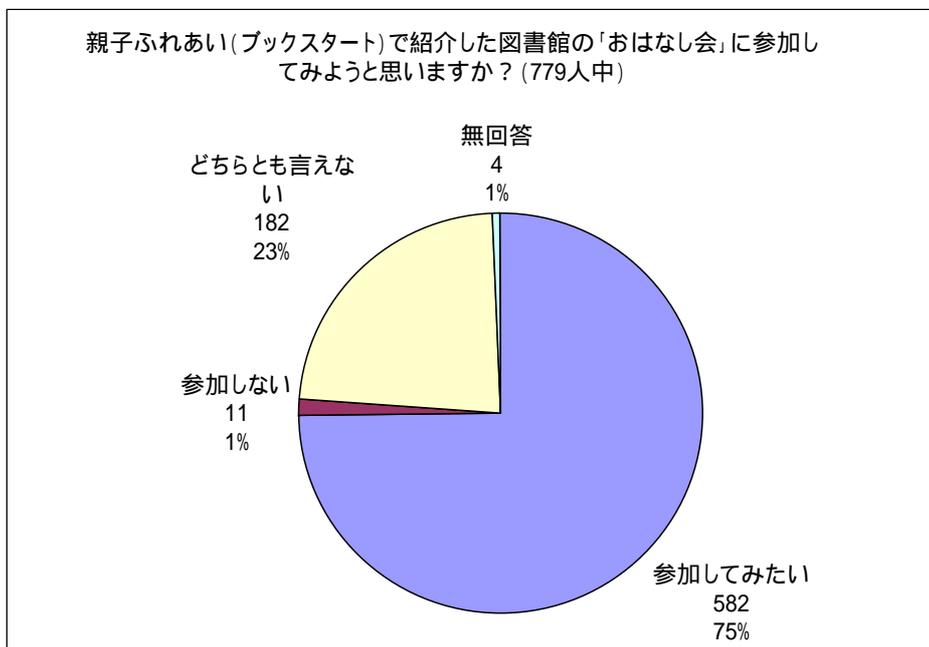
子育て課は「子育てサークル・子育て支援グループご案内」や「地域活動子どもカレンダー」を作成し、乳幼児が交流できる場や行事等を案内しています。

市立図書館では、平成14年度より0～2歳児を対象とした「おはなし会」を開き、市内4館でわらべうた・手遊び、絵本の「よみきかせ」を行っています。この「おはなし会」には、乳幼児健康診査時のアンケートで75%の人が参加してみたいと答えているように、毎回10～30組の参加があり、親子で一緒に歌ったり、身体を動かしたり、絵を指したりして楽しむ姿が見られます。(グラフ1, 2)

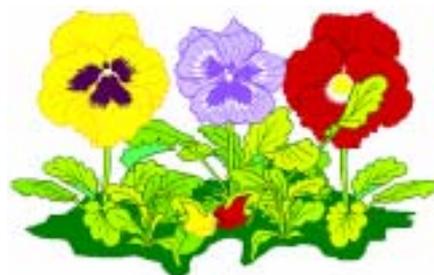
グラフ1: 3～4カ月児健康診査時のアンケート(2004.5～2005.3集計分)



グラフ2： 3～4カ月児健康診査時のアンケート（2004.5～2005.3集計分）



市立幼稚園（5園）では、絵本の「よみきかせ」や、図書コーナーを設け本の貸出などの読書活動を行っています。市立保育園（12園）では、クラスごとに最寄りの図書館に出かけ、子どもたち自身が本を選ぶ時間をつくってきました。絵本の「よみきかせ」は、日常の保育のなかで多くとりいれています。保護者に対しても子どもと一緒に絵本を楽しむ催しを開いています。こういった催しや、幼稚園で家庭に本を貸出すことは「子育ての中で、本の世界に関心を抱いて欲しい」「日々の生活の中で、親子で本を楽しむ時間をもって欲しい」という願いから始まりました。しかし、幼稚園、保育園ともに園で所蔵している本は少なく、今後いかに本を増やしていくかが課題となっています。



## 2 . 小・中学校

市内小・中学校の学校図書館については、平成14年『日野市立学校図書館のあり方について』 - 日野市公立学校図書館あり方検討委員会 - の報告に基づき、各校で学校図書館活用推進計画を立案し、司書教諭を中心に学校図書館運営委員会を組織し運営するとされています。司書教諭の配置発令がされた学校でも、兼務のため図書館活動に十分な時間がかけられないのが実情です。報告の中で要望のあった読書環境面の整備については、平成17年度から3ヵ年計画で、リラックスペースや、冷房設備を設置しています。また、図書の整理整頓、貸出返却等の業務を補助するため、市政(学校図書館)協力員が各学校に配置されました。市政協力員の任用は、「市政(学校図書館)協力員実施要項」に基づき、各学校長が行っています。

### (1) 小学校(19校)

#### 学校図書館(平成16年度)

蔵書冊数	1校あたりの蔵書冊数
189,082冊	9,951冊

学校図書館図書標準(平成5年3月文部科学省)による日野市の小学校の学校図書館が備えるべき蔵書冊数は164,240冊で、充足率は116%となっています。図書標準は満たしていますが、「資料が古くないか」「長期的に不明となっている資料はないか」等の継続的な蔵書の点検が必要です。

図書購入費	1校あたりの購入費	購入冊数	1校あたりの購入冊数
7,041,000円	370,578円	5,608冊	295冊

---

平成17年度は通常の図書購入費に加え、調べ学習に使用する百科事典等を購入するため、全校で666万円を計上しました。

東京都教育委員会の『児童・生徒の読書の状況に関する調査』(資料編 1)によると、日野市の児童の読書量は1ヶ月間で3.9冊～9.5冊となり、東京都の平均と大きく変わりません。そして、小学生の約8割の子どもたちが本を読むことが好きだと答えています。市立図書館の利用は低学年・中学年では約5割ですが、高学年になると3割と低くなっています。ところが、学校図書館の利用は、各学年とも7割を占めています。このことから学校図書館は子どもたちにとって身近な図書館となっていることがわかります。ここ数年、保護者が始業前の時間を利用し、「よみきかせ」をする活動が小学校で生まれ、その輪が広がっています。

毎年春には、図書館職員が市内小学校3年生の全クラスを訪問し、図書館の利用案内や本の紹介をしています。このことは子どもたちの市立図書館利用のきっかけとなっています。(昭和60年より開始した事業。当初は小学1年生が対象)

## (2) 中学校(8校)

### 学校図書館(平成16年度)

蔵書冊数	1校あたりの蔵書冊数
92,851冊	11,606冊

学校図書館図書標準(平成5年3月文部科学省)による日野市の中学校の学校図書館が備えるべき蔵書冊数は85,440冊で、充足率は109%となっています。図書標準は満たしていますが、「資料が古くないか」「長期的に不明となっている資料はないか」等の継続的な蔵書の点検が必要です。

図書購入費	1校あたりの購入費	購入冊数	1校あたりの購入冊数
5,337,000円	667,125円	3,761冊	470冊

---

平成17年度は通常の図書購入費に加え、調べ学習に使用する百科事典等を購入するため、全校で260万円を計上しました。

東京都教育委員会の『児童・生徒の読書の状況に関する調査』(資料編 1)によると、日野市の生徒の1ヶ月の読書冊数は1.4冊～1.8冊と、小学生に比べ低くなっています。授業・部活動などが小学生時代より多くの時間を占めていることが、理由としてあげられます。全国学校図書館協議会の『学校読書調査』(平成14年調査)によると、中学生になると興味がさまざまに広がり、時間があってもテレビを見たい、ゲームをしたいと読書以外のことに時間がとられることも多いようです。読書をしない理由として「読みたい本がない」と答える生徒もいます。

### 3. 青少年(義務教育終了後)

市内には都立高校が三校あり、学校図書館の蔵書は各校とも約15,000冊で、年間の図書費はそれぞれ約75～100万円です。

高校生が制服姿で市立図書館を訪れ、授業や生活に必要な資料を探している姿を見かけますが、まだまだ多くの高校生に利用されているとはいえません。現在は市外からの通学生も市立図書館で利用者登録ができるようになりました。日々の授業やクラブ活動、又進学準備等に追われる多忙なこの世代の利用が増えるよう、Webサイトからの図書館利用のPRも必要です。

高校生も利用対象とした児童館は、平成16年に「たまだいら児童館ふれっしゅ」、平成17年に「みなみだいら児童館ぷらねっと」が開設されました。午後6時過ぎを中高生の時間とし、バスケットボールをしたり映画会などを開いたりしていますが、図書コーナーには高校生向きの本がほとんどありません。この世代の要求を充分把握できていないのが実情です。

## 4 . 地域

地域には、幅広い年齢の方々がそれぞれの目的にそって利用できる市立図書館があります。また、本を備え、読書に関連した活動を行っている施設として児童館や子ども家庭支援センター、個人の自宅を開放しての家庭文庫があります。

### ( 1 ) 市立図書館

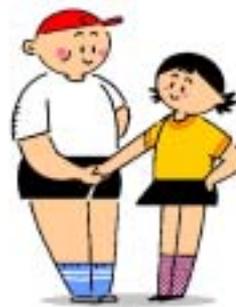
市立図書館( 8 館 ) では、蔵書約 6 8 万冊のうち児童書は約 1 4 万冊で全体の 2 割を占めています。全貸出冊数約 1 4 0 万冊のうち児童書の貸出は約 3 4 万冊です。( 平成 1 6 年度 )

#### 児童の年齢別図書館利用率

( 図書館の本を少なくとも一年に一回は借り出した利用者の割合 )

年齢	平成 15 年度	平成 16 年度
0 歳 ~ 6 歳	7.5%	6.6%
7 歳 ~ 12 歳	42.5%	44.5%
13 歳 ~ 15 歳	41.5%	40.5%
16 歳 ~ 18 歳	25.9%	25.5%

( 注 ) 0 ~ 6 歳の年齢層の利用率が低いのは、子ども自身のカードを使わずに、保護者のカードで貸出を受ける場合が多いためです。別の統計( 年齢別児童書貸出件数 ) では、児童図書を借りる利用者の 3 6 . 4 % は、3 0 ~ 3 9 歳の子育て世代という結果が出ています。



---

個人貸出だけでなく、移動図書館により市内各機関・団体への貸出も行っています。また、近くの図書館に直接来館している幼稚園・保育園等もあります。

#### 移動図書館団体貸出状況（平成16年度）

	団体数	年間貸出冊数
幼稚園	7	2,695 冊
保育園	12	3,611 冊
学童クラブ	20	7,529 冊

#### （2）その他の読書環境を提供している施設等

児童館（9館）では、子どもたちの遊び・制作・スポーツ等を中心に活動を行っています。「手作り絵本の会」や「わらべうたの会」といった催しもあります。また、ボランティアの方による「よみきかせ」や「おはなし会」を開いている館もあります。しかし、児童館・学童クラブ（22クラブ）では、図書コーナーはまだ充分ではなく移動図書館の団体貸出や寄贈図書で補っています。

#### （3）市民活動

市内には2つの家庭文庫があり、地域の有志の方を中心に子どもたちに本を紹介し、貸出す活動を続けています。

年に一度市内の家庭文庫、読書グループが集まり「日野子ども本まつり」が開催されます。

また、公民館主催の「おはなしの講座」受講生が中心となり、市内保育園等での「よみきかせ」「ストーリー・テリング」の活動が生まれています。

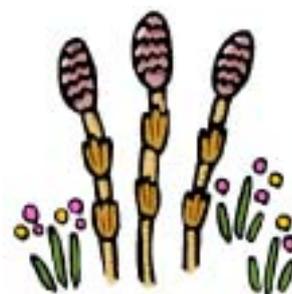
---

## 第3章 計画の内容

### 1. 乳幼児に向けて

乳幼児期の子どもたちの毎日は、保護者の語りかけから始まります。生まれたばかりの赤ちゃんにとっても、それは情緒を安定させ豊かな感性へと導くものです。語りかける声やぬくもりから愛情を感じ取り、赤ちゃん自身が声を発したり、身体を動かして反応を示したりします。絵本やわらべうたは、私たちの生活の中で長く愛され読み継がれてきました。それらを親子で楽しむひとときをもって欲しい、その「きっかけづくり」になって欲しいと願いスタートしたのが、ブックスタート事業です。赤ちゃんはリズム感のある言葉に耳を傾け、身体全体で受け止め、色彩豊かな絵をじっと見つめて、絵本を楽しんでいます。また「アー」「ウー」と言葉を発し、コミュニケーションを図ろうとします。こうして、親子のふれあいの中で感じた「絵本って楽しいな」という気持ちを、赤ちゃんの成長とともに育てていこうとするものです。

幼稚園・保育園の活動の中でも、子どもたちの興味を広げ、より心豊かな成長を助けるものとして、絵本やものがたりの存在を忘れることはできません。集団生活の中で、おはなしの世界をお友達や先生と一緒に楽しむことは、読書の喜びや楽しさを共有する初めての機会でもあります。



---

## (1) 家庭における読書活動

### 健康課

平成16年度より開始した3～4ヶ月児健康診査時に本を贈るブックスタート事業の中で、保育士による絵本の紹介や「よみきかせ」などを充実し、子どもたちが健やかに育つよう「親子のふれあい」の大切さを伝えていきます。(表1-1)

ママ・パパクラス(妊娠期の両親学級)では、絵本が親子のふれあいにとって大切なものの一つであることを伝えていきます。(表1-1)

0～1歳児を対象にした「育児学級すくすくクラブ」で、保育士による絵本のよみきかせ等をすすめていきます。(表1-2)

乳幼児期から本に親しむ機会がもてるよう、図書館の「おはなし会」など、乳幼児が市内で本と出会える施設や催しを紹介します。(表1-3)

### 子ども家庭支援センター

乳幼児がのびのびと遊べる広い空間をつくとともに、絵本のコーナーを設け、子どもたちが自由に本を手にとることができる環境を整えます。

保護者向けには、絵本や子どもの本を紹介した図書や雑誌をそろえ、図書コーナーの充実を図ります。(表1-4)

### 児童館

乳幼児を連れた方が、より気軽に来館できるよう、「乳幼児の時間」をさらに充実させます。

年間予算の中で図書費の確保を図り、図書コーナーの充実に努め、子どもたちが自由に読書ができる環境づくりを目指します。(表1-4)

市民ボランティアの協力を得て、「わらべうたの会」や「おはなし会」などを、年間を通して計画的に開き、子どもたちが本に親しむ機会をつくります。

---

## (2) 幼稚園における読書活動

日々の保育の中に継続的な「よみきかせ」の時間を取り入れ、子どもの成長に合わせ、さまざまな絵本を選び、読み聞かせていきます。

季節やテーマに合わせた展示や配架を工夫して、子どもの興味を引き出すような図書コーナーの充実を図るため、予算を効果的に活用していきます。

(表1 - 5)

保護者に向けて、子どもと読書のかかわりや「よみきかせ」の大切さを知らせていきます。(おたよりの発行・ブックリストの配布・本の園外貸出等)

市立図書館との連携を図り、本を借りることや、「おはなし会」への参加などのカリキュラムを組んでいきます。

園の公開日に、未就園児とその保護者を対象に、多くの絵本に触れる機会を設けます。



---

### (3) 保育園における読書活動

日々の保育の中に子どもたちへの「よみきかせ」の時間を取り入れたカリキュラムを組んでいきます。

年間予算の中で図書費の充実を図り、子どもたちの興味をひきだす図書コーナーをつくります。(表1-6)

保護者が参加する行事の中に、保育士による絵本の「よみきかせ」や「おはなし」のプログラムを用意し、親と子がともに絵本やものがたりを楽しむ時間を設けます。

保護者に向け、子どもと読書のかかわりや年齢に応じた図書の紹介等本についての情報を提供します。

市立図書館との連携を図り、本を借りることや、「おはなし会」への参加などのカリキュラムを組んでいきます。

年齢の異なる子ども同士が、本を通して交流できる場を地域の小学校と協同で考えていきます。

### (4) 市立図書館における読書活動

来館した子どもたちが、本を手に取りやすいように工夫するとともに、蔵書の充実に努めます。

0歳児～就学前の子どもたちを対象とした「おはなし会」を年齢別に開催し、幼い時期から耳や目でおはなしの世界を楽しんでもらえる機会をさらに充実させます。

---

専任の司書を各図書館に配置し、子どもたちや子どもの読書にかかわる人々からのさまざまな相談に答えられる体制をさらに整えます。

保護者や子どもの読書にかかわる仕事をしている方に向け、本を選んだり、多数の子どもを対象に「よみきかせ」をしたりする際に参考となる図書のリストを作成・配布します。(表1-7)

保育園・幼稚園・団体・市民サークル等への団体貸出をさらに進めます。

来館される団体(幼稚園・保育園・幼児サークル等)には、要請に応じておはなし会の開催や、施設案内・図書館の利用ガイダンスをさらに進めます。

司書が出向き、絵本の「よみきかせ」「ストーリー・テリング」(おはなしを語る)「ブックトーク」(本の紹介)等をする「出張おはなし会」を市内の団体や読書サークルに対しさらに充実させていきます。



---

## 2 . 小・中学生に向けて

文字が読めるようになり、自分の興味に合った読書を広げていく時期です。読書からイメージを膨らませ想像力豊かに成長していけるよう、読書環境を整えていく必要があります。「よみきかせ」や「ブックトーク」など、年齢に応じたプログラムを実施し、読書習慣を身につけていけるよう、家庭、学校、市立図書館で働きかけていかなければなりません。

資料の検索方法や図書館の活用法についても、基礎的なことを学んでいく時期です。そのことにより効果的な調べ学習の実施や、幅広い資料を使ってさまざまな好奇心の満足を図ることができます。「情報化社会」を経て、「ICT社会」という言葉に集約されるように、時代の変化に対応し、子どもたちからの質問に充分対応できる新鮮で魅力ある資料を収集するとともに、資料の効果的な活用を目指して、各学校図書館間及び各学校図書館と市立図書館とのネットワーク化を進めていきます。

平成17年7月に成立した『文字・活字文化振興法』の第八条では、学校教育での言語力の涵養、第八条の2で、司書教諭、学校図書館に関する職員等の充実、学校図書館の資料の充実、情報化の推進等を講ずるものとしており、日野市もこれに沿って施策の充実に努めます。



---

## (1) 小中学校における読書活動

### 児童・生徒の読書活動の推進

児童・生徒が本に対する興味や親しみを持ち、徐々に読書の幅を広げ資料を充分活用できるよう読書指導を充実し、図書館利用ガイダンスを行います。

読書の分野で活動する人々を招き、ブックトーク(本の紹介)、朗読、おはなし会を体験する等、読書をテーマにした時間を設けていきます。

各学校の実態に応じ、教育課程の中に朝読書や読書週間を設け、読書に親しむ機会をつくります。

保護者や地域の方が企画し参加する絵本のよみきかせや朗読の時間を設け、児童・生徒と保護者・地域の方が一緒に楽しめるようにします。

### 学校図書館の充実

#### 学校図書館の体制の充実

『日野市立学校図書館のあり方について』に基づき、各学校は学校図書館推進計画をつくり、司書教諭を中心として学校図書館運営委員会を組織し、学校図書館の計画的、組織的充実を図っていきます。

#### 学校図書館の資料の充実

ア 個々の課題に応じた調べ学習など、学校図書館を活用した多様な授業を展開させるために、さまざまな質問にも充分対応できる資料をそろえます。(表2-1)

イ 図書の購入にあたっては、児童・生徒の要望を充分把握し、新刊図書のみならず基本図書の充実につとめます。

ウ 図書の選書 注文 納品の迅速化を図り、年間を通し必要な時期に必要な本が購入できるシステムを整えます。

エ 古くなった図書(劣化・データが古くなったもの)の廃棄作業をすみやかに行います。

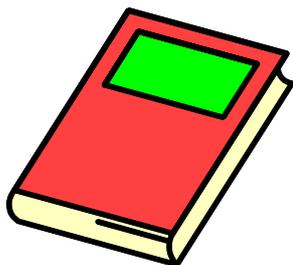
---

### 他機関との連携

- ア 年齢の異なる子ども同士が、本を通して交流できる場を地域の幼稚園・保育園と協同で考えていきます。
- イ 市立図書館との連絡を密にし、必要な図書や資料の借用がより一層円滑に行えるようにします。また、地域の図書館を使った課外授業・職業体験・職場訪問等を推進します。

### 学校図書館における読書環境の整備

- ア 市内学校図書館間のネットワークによる資料のデータベース化を進め、資料の効率的な利用のため、学校図書館間の相互貸借を行います。  
(表2 - 2)
- イ 学校図書館運営の中心的役割を担う司書教諭への研修会や連絡会を開き、その資質の向上を図り、市政(学校図書館)協力員を補助者として円滑な図書館運営を目指します。(表2 - 3)
- ウ 学校図書館運営に児童・生徒の希望が活かされるよう、児童・生徒が自ら参加し運営する図書委員会を設置します。
- エ 学校図書館が児童・生徒にとって親しまれる場所であるように、くつろぎスペースの確保、夏期の利用向上のための冷房機の設置等順次、利用環境・設備を整えます。(表2 - 4)
- オ 現在、学校図書館に配置されている市政(学校図書館)協力員について、研修の機会を設け、課題の改善を図り、学校図書館がより利用しやすくなるよう努めます。(表2 - 5)



---

## (2) 地域における読書活動

### 学童クラブ・児童館

市民ボランティアの協力を得て、「おはなし会」や「読書会」などを、年間を通して計画的に開き、子どもたちが本に親しむ機会をつくります。

年間予算の中で図書費の確保を図り、図書コーナーの充実に努め、子どもたちが落ち着いて自由に読書ができる環境づくりを目指します。

(表2 - 6)

## (3) 市立図書館における読書活動

### 子どもと子どもの読書に携わる人々へのサービス

子どもと本を結びつける場として、市内の各図書館で「おはなし会」(含：本の紹介の時間)「おたのしみ会」を定期的に行き、子どもたちがそれぞれの成長の過程において、本に対する関心と興味を抱くことができる催しを開きます。

専任の司書を各図書館に配置し、さまざまな分野にわたり読書相談、レファレンスにあたります。また、子ども向けブックリストを定期的に行きし読書情報を提供します。地域の自然・歴史・文化を子どもたちにわかりやすく伝える資料を整えます。

日本語を母語としない子どもや海外からの帰国児童・生徒に向けては、必要とされる外国語資料の提供を行います。(表2 - 7)

図書館利用に障害のある子どもたちへのサービスとして、視覚障害をもつ子どもたちへの図書の音訳や来館が困難な子どもたちへの図書の宅配を行います。(表2 - 8)

視覚障害をもつ人たちの読書や情報入手について、子どもたちに理解と関心をもってもらうため、図書館員が学校を訪問し、視覚障害をもつ人たちの生活や点字を学ぶ授業(小学校)への支援を行います。

小・中学生を対象に「一日図書館員」を募集し、図書館の仕事を体験することにより、地域の図書館への理解を深め、生涯を通じての図書館利用の契機となるよう啓発・PRに努めます。(表2 - 9)

---

学校・児童館・学童クラブ等で絵本のよみきかせをする市民を対象に経験のレベルに応じた「絵本のよみきかせ講座」を開き、その活動を支援します。(表2 - 10)

児童向けホームページを作成します。(表2 - 11)

#### 読書環境の整備

児童・生徒に地域の図書館を身近な施設として利用してもらえよう、環境整備に努めます。

調べもので来館した子どもたちや読書に関する相談のためのカウンターを設けます。

「資料が探しやすい・見やすい書架」を目指し、書架の更新、サイン類の充実に努めます。

#### 他機関との連携

##### 市内小中学校との連携

ア 学校図書館支援センター(仮称)を、関係機関と共同して設置します。

学校図書館支援センターの役割は下記のとおりです。(表2 - 12)

- ・ 各学校図書館間のネットワーク化と資料のデータベース化、及び各学校図書館と市立図書館とのネットワーク化
- ・ 学校図書館間の相互貸借で資料の効率的な利用を行うための搬送業務(表2 - 13)
- ・ 調べ学習や授業で必要な資料の学校図書館や各クラスへの団体貸出
- ・ レファレンス(授業で使う資料相談)
- ・ 学校図書館の蔵書構成・購入図書を選択等、図書館業務に関する相談
- ・ 市立図書館オリエンテーション
- ・ 学校図書館業務に携わる人々への研修

- 
- イ 小学校3年生を対象とした「学校訪問」をはじめ、要請のあった学校に図書館司書が出向き、希望のテーマに沿った本の紹介等を行います。
- ウ すでに実施してきた小学生の「図書館施設見学」、中学生の「職場体験学習」「職場訪問」の受入れを継続して行います。
- エ 「学習に必要な資料の情報交換」や「読書指導のための出版情報の提供」を目的とし、学校図書館担当教諭と図書館司書の連絡会を定期的に行い、連携を目指します。(表2-14)
- 来館されるグループ・団体に施設案内や図書館の利用ガイダンス、「おはなし会」を随時開きます。
- 児童館や学童クラブ、要請のあったグループ・団体等に団体貸出をさらに進めます。



---

### 3 . 青少年（義務教育終了後）に向けて

興味の対象は広がっていき、個人差がますますはっきりとしてきます。また、行動範囲も広がり、情報の収集方法もさまざまです。

個々の生き方を探りつつ自立していくこの時期にふさわしい資料を提供していく必要があります。

#### ( 1 ) 市立図書館における読書活動

図書館ホームページからの図書の検索、予約、レファレンスのさらなる充実を図ります。

市内の高等学校に図書館利用の手引きを発行し、高等学校の学校図書館との連携を図ります。(表3 - 1)

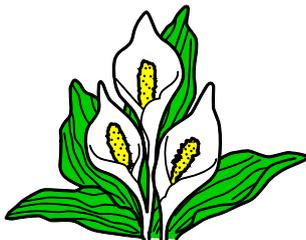
「一日図書館員」や青少年のボランティアを募集し、図書館の仕事を体験することにより地域の図書館への理解を深め、生涯を通じての図書館利用の契機となるよう啓発・PRに努めます。(表3 - 2)

視覚障害をもつ青少年への図書の音訳や来館が困難な青少年へ図書の宅配を行います。(表3 - 3)

日本語を母語としない青少年や海外からの帰国青少年に向けては、必要とされる外国語資料の提供を行います。(表3 - 4)

#### ( 2 ) 児童館における読書活動

年間予算の中で図書費の確保を図り、青少年向きの図書コーナーの充実に努め、落ち着いて自由に読書ができる環境づくりを目指します。(表3 - 5)



---

## 4 . 地域に向けて

読書活動を推進するにあたっては、子どものみならず、大人への働きかけが大切です。保護者をはじめ、子どもを取り巻く多くの人々に「読書は子どもの成長に欠かすことのできないもの」であることを伝えていかなければなりません。

### ( 1 ) 地域における読書活動の支援

#### 文化スポーツ課

子どもと読書に関わる市民団体や市民サークル、個人ボランティアの活動を広く市民に紹介します。(表4 - 1)

#### 公民館

絵本のよみきかせやストーリー・テリング(おはなしを語ること)の講座を開き、その課程を修了した市民が地域に根ざした活動を行うことを支援します。(表4 - 2)

#### 市立図書館

幼稚園・保育園・児童館・団体・市民サークル・市役所関連部署との連絡・連携をさらに強め、図書館としての機能が館内外において充分発揮できるように努めます。

都内を中心とした読書推進に関連する講座・講演会の情報提供を行います。

自らの読書体験や本にまつわる話を発表する機会を設け(原稿を募集)親子で参加する創作展(例:写真絵本コンクール)の開催等、市民を対象に各種イベントを計画します。



## 5 . 各施設における取組一覧

(表1) 乳幼児に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実施年度
1	ブックスタート事業 保健師による啓発(ママパパクラス・3~4か月児乳児健診)	健康課	平成16年度~
2	すくすくクラブにおける保育士の絵本のよみきかせ	健康課・児童館 子ども家庭支援センター	継続
3	子ども関連施設での催し物の広報	健康課・文化スポーツ課 子ども家庭支援センター	継続
4	子ども家庭支援センター・児童館における図書の充実と職員の研修	子育て課・児童館 子ども家庭支援センター	平成18年度~
5	幼稚園における図書の充実と幼稚園教諭の研修	教育部学校課・幼稚園	平成18年度~
6	保育園における図書の充実との保育士の研修	保育課	平成18年度~
7	よみきかせに向く絵本のリストの作成	図書館	平成17年度~
8	移動図書館車(ひまわり号)の業務内容の検討	図書館	継続

(表2) 小中学生に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実施年度
1	学校図書館の蔵書の充実	教育部庶務課・学校課	平成 17 年度～
2	学校図書館蔵書のデータベース化	教育部庶務課・学校課・ 図書館	平成 18 年度～
3	司書教諭研修会の開催	学校課	平成 16 年度～
4	学校図書館設備の充実	教育部庶務課・学校課	平成 17 年度～
5	市政（学校図書館）協力員の実務研修	学校課	平成 18 年度～
6	児童館・学童クラブにおける図書の充実	子育て課	平成 18 年度～
7	外国語資料の収集	図書館	平成 18 年度～
8	障害をもつ子どもたちへの図書の宅配	図書館	平成 17 年度～
9	中学生ボランティアの公募	図書館	平成 17 年度～
10	絵本のよみきかせ講座の実施	図書館	平成 16 年度～
11	児童向けホームページの作成	図書館	平成 18 年度～
12	学校図書館支援センター（仮称）設置	教育部庶務課・学校課・ 図書館	平成 18 年度～
13	学校図書館間・学校図書館と市立図書館を結ぶ 搬送便の運行	教育部庶務課・学校課・ 図書館	平成 18 年度～
14	司書教諭・図書館連絡会の開催	学校課・図書館	平成 17 年度～
15	小中学生対象の催し物の連絡・調整	文化スポーツ課・公民 館・郷土資料館・図書館	平成 17 年度～

(表3) 青少年(義務教育終了後)に向けて

	取 り 組 み	担当部署	実施年度
1	市内高等学校への市立図書館利用のてびきの発行	図書館	平成18年度～
2	青少年ボランティアの公募	図書館	平成18年度～
3	障害をもつ青少年への図書の宅配	図書館	平成17年度～
4	外国語資料の収集	図書館	平成18年度～
5	児童館における図書の充実	子育て課	平成18年度～

(表4) 地域に向けて

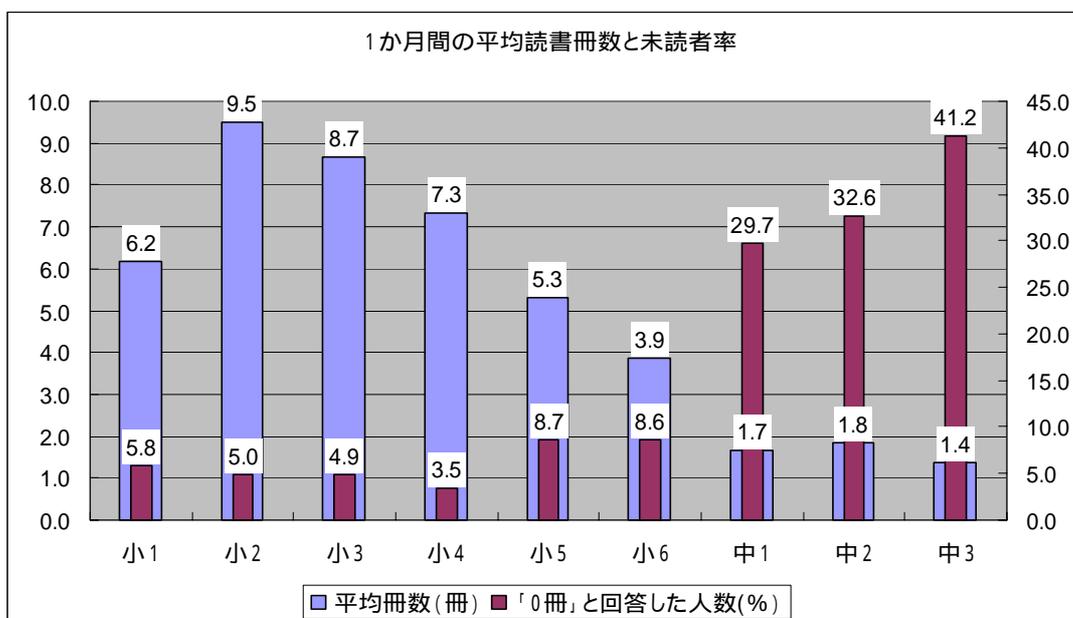
	取 り 組 み	担当部署	実施年度
1	子どもの読書に関する講師・指導者およびボランティア協力者の人材情報提供	文化スポーツ課	平成17年度～
2	子どもの読書に関する講座・講演会等の実施	図書館・公民館	平成18年度～
3	読書活動関連行事等の広報	関係各課	平成18年度～
4	地域団体(家庭文庫・市民団体など)への資料提供・読書相談	図書館	継続

(資料編 1)

「児童・生徒の読書の状況に関する調査」(日野市)東京都教育委員会調べ

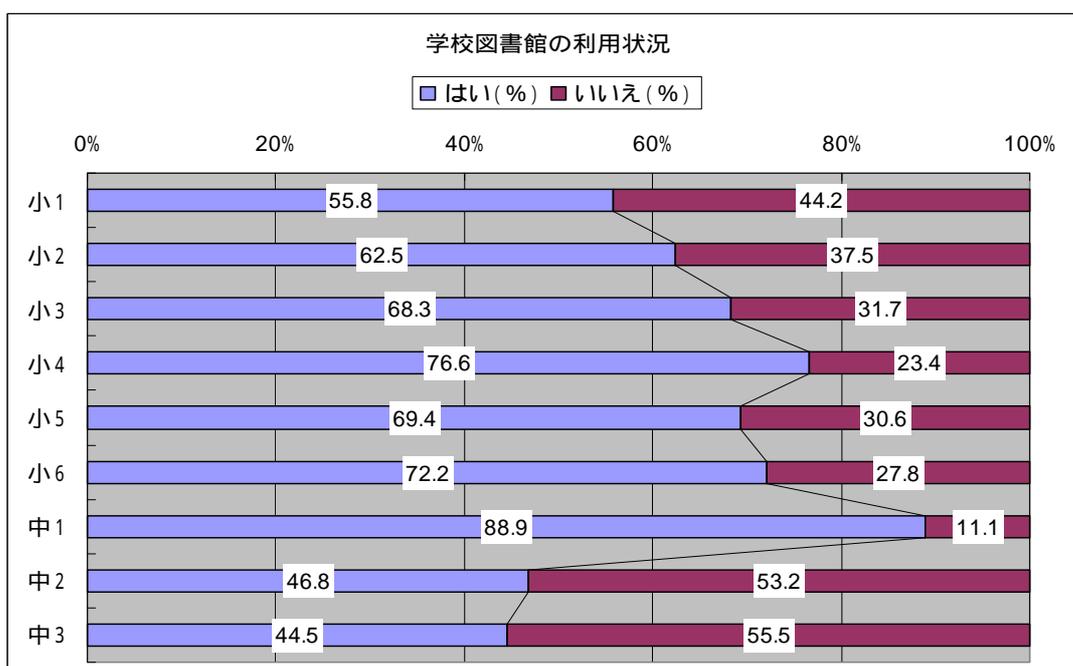
(1) 1か月間の平均読書冊数と未読者率

質問 : この一ヶ月間で何冊の本を読みましたか。(授業中を除く)



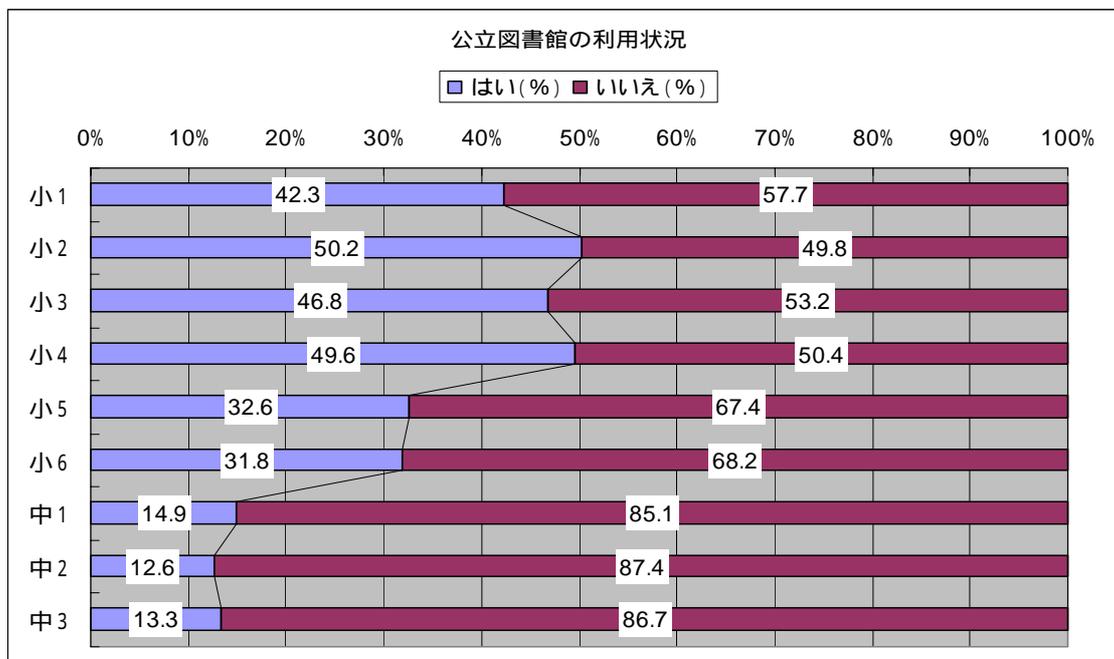
(2) 学校図書館の利用状況

質問 : この一ヶ月間に、学校の図書館で本を読んだり借りたりしましたか。(授業を除く)



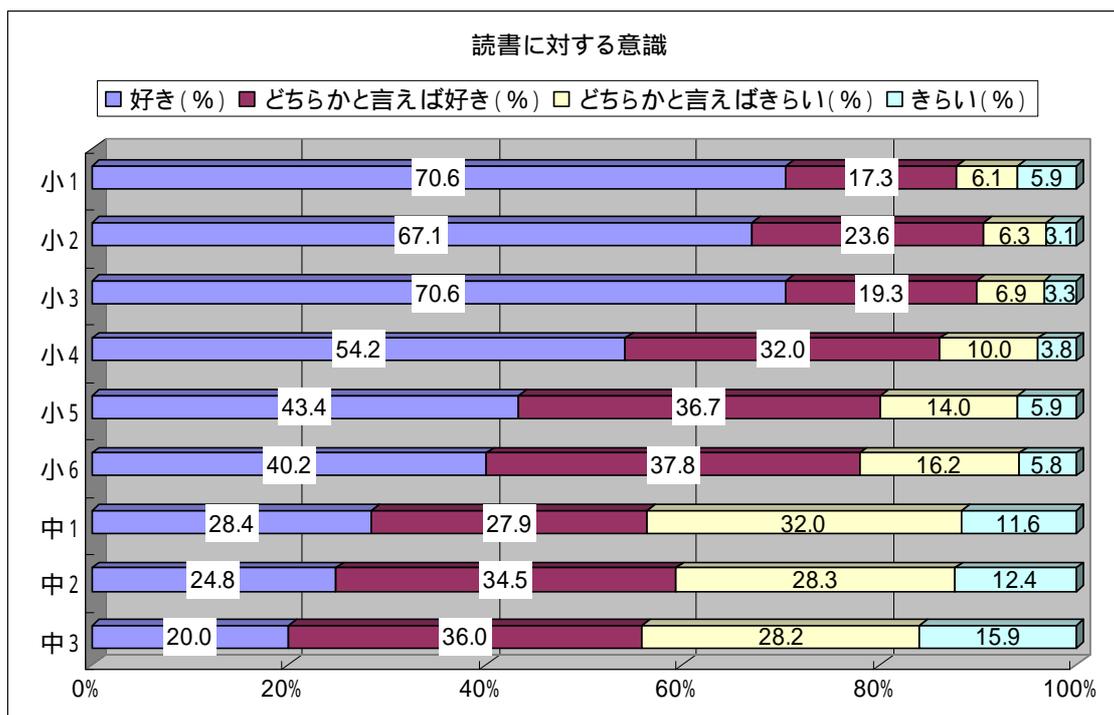
### (3) 公立図書館の利用状況

質問：この一ヶ月間に、公立の図書館（国・都・区市町村）で本を借りたり読んだりしましたか。



### (4) 読書に対する意識

質問：あなたは本を読むことが好きですか。



---

(資料編 2)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

---

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推

---

進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

---

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

---

(資料編 3)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)

目次

第1章 はじめに

第2章 基本の方針

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

- 1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
  - (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
    - ア 家庭における子どもの読書活動の推進
      - 子どもの読書活動の推進における家庭の役割
      - 家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進
    - イ 図書館における子どもの読書活動の推進
      - 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
      - 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組
    - ウ 児童館における子どもの読書活動の推進
    - エ 民間団体の活動に対する支援
      - 子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割
      - 民間団体の活動に対する支援
  - (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
    - ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割
    - イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
    - ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- 
- エ 学校関係者の意識高揚
  - オ 障害のある子どもの読書活動の推進
  - カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実
- (1) 地域における子どもの読書環境の整備
  - (2) 公立図書館の整備・充実
    - ア 図書資料の整備
    - イ 設備等の整備・充実
      - 移動図書館車の整備
      - 図書館の情報化
      - 児童室等の整備
    - ウ 司書の研修等の充実
      - 司書の養成と適切な配置
      - 司書の研修の充実
    - エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
  - (3) 学校図書館等の整備・充実
    - ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割
    - イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実
      - 学校図書館図書整備5か年計画
      - 学校図書館施設・設備の整備・充実
      - 学校図書館の情報化
      - 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
        - 司書教諭の配置
        - 学校図書館担当事務職員の配置
        - 教職員間の連携
        - 外部人材による学校図書館活動の支援
      - 学校図書館の開放
    - ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫
- 3 図書館間協力等の推進
- (1) 図書館間等の連携・協力

---

( 2 ) 図書館と大学図書館の連携・協力

( 3 ) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

#### 4 啓発広報等

( 1 ) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

イ 各種情報の収集・提供

( 2 ) 優れた取組の奨励

( 3 ) 優良な図書の普及

### 第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

#### 1 推進体制等

( 1 ) 推進体制

( 2 ) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

( 3 ) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

( 4 ) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

#### 2 財政上の措置

---

(資料編 4)

東京都子ども読書活動推進計画

東京都教育委員会

目次

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景

第1 子どもの読書活動とは

1 子どもの読書活動の意義

2 子どもの読書活動の現状

第2 国の動向

第2章 基本的な考え方

第1 計画の性格

第2 計画の目標

第3 計画の期間

第2部 推進のための具体的な取組

第1章 家庭・地域等

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域

2 図書館

3 児童館、その他施設

第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実

1 図書館の計画的な整備・充実

2 身近な読書施設、環境の整備・充実

第3 啓発広報

第2章 学校

第1 学校における読書活動の推進

1 学校の役割

- 
- 2 学校における読書活動の推進
  - 第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実
    - 1 学校図書館の役割
    - 2 学校図書館の計画的な整備・充実
  - 第3 啓発広報
  - 第3章 関係機関等の連携・協力
    - 第1 「東京都子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置
    - 第2 図書館等の連携・協力
      - 1 学校と図書館等の連携・協力
      - 2 図書館間の連携・協力

〔資料〕

- ・東京都子ども読書活動推進計画 東京都の取組体系図

---

(資料編5)

文字・活字文化振興法

2005.07.15 衆議院可決

2005.07.22 参議院可決 成立

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び千恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

- 
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の過程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

---

る。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

---

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

---

(資料編6)

日野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成16年8月17日制定

(目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)の規定に基づき、日野市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、日野市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱又は任命する別表に掲げる委員をもって構成する。  
ただし、報酬はこれを支給しないものとする。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務をつかさどり、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

---

( 庶務 )

第 5 条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

( 委任 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に  
委員長が定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 7 日から施行する。
- 2 この要綱は、第 2 条第 2 号の計画の策定の日をもって、その効力を失う。

(資料編7)別表(第3条関係)子ども読書推進計画策定委員

	氏名	所属	前任者
委員長	平井 歩実	学識経験者	
委員	依田 逸夫	学識経験者	
委員	加藤 暉子	日野市民	
委員	瀬倉 祥子	日野市民	
委員	徳田 秀子	日野市民	
副委員長	田中 繁夫	教育部生涯学習担当参事	
委員	青木 奈保子	教育部庶務係長	~ H17.3 山口 義信
委員	格和 利夫	企画調整課	
委員	梶野 明信	指導主事(学校課)	~ H17.3 五十嵐 俊子
委員	瀬戸 弥	ひの児童館長(子育て課)	
委員	高木 健示	日野第一小学校主幹	
委員	辻野 良子	教育センター	
委員	徳田 雅信	文化スポーツ課長	
委員	長瀬 和江	健康課	
委員	深澤 和子	三沢保育園長	
委員	村本 奈緒子	第四幼稚園教諭	
委員	柳澤 宣子	大坂上中学校教諭	

(資料編 8) 日野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 16 年 11 月 24 日	1 委員紹介 2 委員長選出 3 法律・国及び都の計画説明 4 審議のすすめ方 5 全体の構想
第 2 回	平成 16 年 12 月 17 日	1 委員紹介 2 委員長選出 3 議題 「乳児期・幼児期」
第 3 回	平成 17 年 1 月 21 日	1 委員会公開について 2 議題 「乳児期・幼児期」「学齢期」
第 4 回	平成 17 年 2 月 18 日	1 委員会公開について 2 議題 「学齢期」
第 5 回	平成 17 年 3 月 30 日	1 議題 「学齢期」
第 6 回	平成 17 年 4 月 15 日	1 議題 「学齢期」
第 7 回	平成 17 年 5 月 20 日	1 議題 「素案」
第 8 回	平成 17 年 7 月 28 日	1 議題 「素案」
第 9 回	平成 17 年 9 月 16 日	1 議題 「素案」 2 パブリックコメント募集日程
	平成 17 年 11 月 15 日 ～ 11 月 30 日	パブリックコメント募集
第 10 回	平成 18 年 1 月 20 日	1 議題「パブリックコメント」 2 計画(案)の決定

日野市子ども読書活動推進計画

平成18年（2006年）2月

発行 日野市  
東京都日野市神明一丁目  
12番地の1  
電話 042-585-1111（代表）